

事務事業名 障害者日常生活用具費支給事業

出力日：令和06年03月18日

キーコード：209

施策：	11	障がい者福祉の充実	財務コード	01030105-12-178
基本事業：	01	自立生活の支援	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	日常生活の自立に向けた障がい者支援サービスの延べ利用者数 施設入所・入院から在宅生活へ移行した障がい者数（計画期間内累計） 児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数		担当課	生活福祉課
			担当係	障がい者福祉担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	昭和47年度 ~		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画		
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）						
在宅の障がい者及び障がい児			障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具の購入等に要する費用の一部又は全部を日常生活用具費として支給することにより、日常生活の便宜を図る。 <事業の内容> 障がい者等又は保護者の支給申請に基づき審査を行い、支給決定となったときは、日常生活用具支給券を交付する。 支給決定を受けた障がい者等が用具を購入したときは、支給券に領収書等を添えて購入費用の90/100に相当する額（但し、排泄管理用具については100/100。また、利用者負担額が障害者総合支援法施行令に定める上限額を超えときは、費用から上限額を控除した額）を請求する。 支給に関しては、用具の製作・販売業者が障がい者等の同意を受けている場合は、業者に支給することができる。						
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）			日常生活用具の購入等に要する費用の一部又は全部を日常生活用具費として支給することにより、日常生活の便宜を図り、自立した日常生活を営むことができるようにする。						
4. 成果（簡易評価は未記入）									
成果指標名称		単位	03年度 実績	04年度 実績	05年度 当初	06年度 要求	07年度 計画	08年度 計画	目標
日常生活用具費の支給件数		件	2,067	2,239	2,100	2,150			2,150
日常生活用具費の支給人数		人	231	255	230	245			245
5. コスト									
事業費		計	千円	23,960	28,576	24,629	27,128		
		国	千円	6,685	7,768	6,685	7,105		
		県	千円	3,360	3,884	3,342	3,552		
		地方債	千円	0	0	0	0		
		その他	千円	0	0	0	0		
一般	千円	13,915	16,924	14,602	16,471				
正職員人工数		人工	0.5	0.4	0.4				
正職員人件費		千円	3,961	3,091	3,126				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	27,921	31,667	27,755	27,128			
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）									
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）		支給件数、支給人数共に増加傾向にある。日常生活用具費の支給額のうち78.9%をストーマ装具等の排泄管理用具が占めており、対象者にとっては生活上なくてはならない用具であり需要も高い。また、障がい特有の用具も多く取り扱い事業者も限られている。障がいによる生活の困難さを抱える方にとっての生活を支える用具の購入にかかる費用を負担する事業として定着している。							
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）									
対象動向	維持	類似事業	あり	障害者総合支援に基づいて実施しており、本事業については市町村事業として位置づけられている。そのため市において具体的な内容について決めることができるが、見直しにあたっては内容を精査し障がい者等の状況に応じたものとする必要がある。類似事業として「補装具費支給事業」があるが、当該事業は、障がい者の身体機能を補うための用具の購入・修理の費用を支給する事業であり、本事業とは障害者総合支援法の目的・位置付けが異なる事業である。					
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	なし						
成果向上余地	小さい								
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）				改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了	
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）									
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）									
平成18年度の障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の施行により、ストーマ装具等を補装具から再編し施行された。当該装具は、日常生活に欠かせない排泄管理用具であることから基準額の範囲内で利用者負担が生じないようにしている。平成22年度からは、低所得者の利用者負担額軽減策が実施されている。				備考・特記事項 or 進行管理欄					